

新座市新庁舎建設基本計画

平成26年5月

新 座 市

—目 次—

はじめに

- 1 新庁舎建設の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 新庁舎建設に向けたこれまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 現本庁舎の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 現本庁舎の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

新庁舎建設基本計画

- 基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第1章 新庁舎の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2章 新庁舎の整備方針

- 1 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎・・・・・・・・9
- 2 市民の生活を守る安全・安心な庁舎・・・・・・・・12
- 3 連帯と協働によるまちづくりを支える庁舎・・・・・・・・15
- 4 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎・・・・・・・・17
- 5 エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎・・・・・・・・19

第3章 新庁舎の施設計画

- 1 新庁舎の建設場所・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 新庁舎の規模・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 各部署の配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 4 駐車場・駐輪場・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 5 現本庁舎跡地の活用・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 6 第二庁舎の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 7 市民会館・中央図書館との一体的な利用・・・・・・・・26

第4章 新庁舎建設に向けた事業計画

- 1 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 概算事業費と財源・・・・・・・・・・・・・・・・27

参考資料

資料 1	本庁舎耐震診断結果	29
資料 2	新庁舎の面積の算定根拠	31
資料 3	新座市新庁舎建設市民検討会議開催要綱	34
資料 4	新座市新庁舎建設市民検討会議参加者名簿	35
資料 5	新座市新庁舎建設基本計画検討経過	36

はじめに

1 新庁舎建設の必要性

新座市役所本庁舎は、昭和49年に建設され、竣工から約40年が経過しています。平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市庁舎の防災拠点としての役割が再認識されていますが、市役所本庁舎については、平成23年度に実施した耐震診断の結果、震度6強から震度7程度の地震で倒壊又は崩壊する危険性があることが判明しました。

そこで、平成24年度から約2年間にわたり、本庁舎の耐震化に向けた整備手法として、耐震補強・大規模改修と新庁舎の建設の2案について検討を進めてきました。

このうち、耐震補強・大規模改修工事を行った場合は、バリアフリーへの対応不足、事務室の狭あい化、環境への配慮の不足等の課題の抜本的な解決は図れません。また、工事期間中も継続して業務を行うには仮設庁舎が必要となりますが、狭あい化の解消を考慮すると、現本庁舎の耐震補強・大規模改修工事終了後も使用できる別棟庁舎を建設することが合理的です。しかし、この費用等を含めると、工事費については新庁舎を建設した場合と大きな差がないことが明らかとなりました。さらに、それだけの費用をかけて工事を行ったとしても、鉄筋コンクリート造の建物の寿命は一般的に約60年であることから、残りの耐用年数を考慮すると、約20年後には新庁舎を建設する必要性が生じます。

そこで、庁舎の耐震性能を確保するとともに現本庁舎の課題の抜本的な解決を図り、市民の皆様が安心して利用できる庁舎を実現するため、早急に新庁舎を建設することとしました。

2 新庁舎建設に向けたこれまでの経緯

時 期	内 容
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災発生（マグニチュード7.3）
平成7年12月25日	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 昭和56年5月31日以前に着工した建物に耐震診断が義務付けられる。
平成7年度	市庁舎、小・中学校の耐震診断を実施 市庁舎については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとの診断結果となる。また、小・中学校の校舎及び体育館については、多くの施設で耐震性能が不足していることが明らかとなる。
平成8～17年度	小・中学校の校舎・体育館の耐震化を優先して実施
平成22年度	市民会館・中央図書館の耐震診断を実施

時 期	内 容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生（マグニチュード 9.0）
平成 23 年度	市役所本庁舎の耐震診断を実施 震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性があるとの診断結果となる。
平成 24～25 年度	市民会館・中央図書館の耐震補強・大規模改修工事を実施
平成 24 年 4 月	新座市行財政改革推進本部に市庁舎等耐震化検討部会を設置 （10 回の会議を開催）
平成 24 年 9 月 27 日	市議会に市庁舎耐震化整備に関する特別委員会を設置 （9 回の会議を開催）
平成 25 年 10 月	新座市役所本庁舎耐震化整備基本方針（案）を作成
平成 25 年 11～12 月	新座市役所本庁舎耐震化整備の検討経過に関する市民説明会を実施（6 か所）
平成 25 年 12 月	新座市役所本庁舎耐震化整備基本方針（案）に対する意見募集を実施
平成 26 年 1 月 17 日	新座市役所本庁舎耐震化整備基本方針を決定
平成 26 年 2 月 1 日	新庁舎建設推進本部及び新庁舎建設準備室を設置
平成 26 年 2 月	新庁舎建設基本計画検討作業部会を設置 （2 回の会議を開催）
平成 26 年 2 月 21 日	市議会に市庁舎建設検討特別委員会を設置 （基本計画の策定に当たり 3 回の会議を開催）
平成 26 年 4 月 1 日	新庁舎建設市民検討会議を設置 （基本計画の策定に当たり 3 回の会議を開催）

3 現本庁舎の状況

1 現本庁舎周辺の状況

現本庁舎の周辺には、敷地内に第二庁舎、隣接地に観光プラザ（第五庁舎）及び市民会館・中央図書館があります。また、300m圏内に第三庁舎、第四庁舎及び商工会館があり、新座市都市計画マスタープランにおいては、この地区を公共施設や商業・業務施設を誘導する業務サービス集積地として位置付けています。

新庁舎の建設に当たっては、市民の利便性はもとより、周辺の公共施設の耐用年数を考慮しながら、施設の統廃合等についても検討が必要です。

また、平林寺に近接することから、景観に配慮しつつ、観光客の中継拠点としての活用についても検討する必要があります。

本庁舎周辺の公共施設配置図



施設名	構造	建築年	築年数	延床面積 (㎡)
本庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造	昭和49年	40年	8,705.98
第二庁舎	鉄骨造	平成9年	17年	2,488.08
第三庁舎	鉄筋コンクリート造	昭和54年	35年	1,048.14
第四庁舎	鉄骨造	平成14年	12年	1,355.30
観光プラザ	木造	昭和63年	26年	190.91

2 市庁舎組織配置の状況

行政機能については、主に本庁舎及び第二庁舎に集約されていますが、業務量の増加及び組織機構の多様化等により庁舎の狭あい化が進み、執務空間が不足しています。

このため、現在でも関係する部署が同じ階に配置されていない場合があり、また、時代のニーズに即した迅速かつ柔軟な組織機構の変更が困難となっているなどの課題があります。さらに、会議室等の執務室以外の空間についても、慢性的に不足している状況です。

市庁舎組織配置（平成26年4月1日現在）

本庁舎

8階	指導課 教育相談センター 会議室 サーバ室
7階	教育長室 教育総務課 生涯学習スポーツ課 学務課
6階	水道業務課 水道施設課 下水道課
5階	施設営繕課 新庁舎建設準備室 地下鉄12号線延伸促進室 道路課
4階	みどり公園課 まちづくり計画課 建築開発課（仮称）大和田二・三丁目 地区土地区画整理事業推進室
3階	市民税課 資産税課 検査室
2階	市長室 副市長室 市長公室 総務課 放送室 秘書広聴課 企画課 財政課 コミュニティ推進課 議会事務局 議場 正副議長室 議員控室 議会図書室 全員協議会室 第1・3・4委員会室
1階	市民課 生活福祉課 障がい者福祉課 子育て支援課 児童福祉課 長寿支援課 介護保険課 国保年金課 出納室 当直室
地下	管財契約課 入札室 コントロール室 印刷室 書庫 女子休養室 更衣室 守衛室 食堂 喫茶室 電話交換室 職員組合事務所

第二庁舎

5階	福祉・子育て給付金室（会議室3・4） 会議室5
4階	リサイクル推進課 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 会議室2 医務室 男子休養室
3階	環境対策課 市民安全課 防災行政無線放送室 経済振興課 消費生活相談室 農業委員会事務局
2階	人事課 人権推進課 女性困りごと相談室 市政情報課 市民相談室 第5委員会室 記者クラブ
1階	納税課 納税コールセンター 障がい者就労支援センター 会議室1 福祉相談室 ふるさとハローワーク

第三庁舎

2階	にいざ生活支援センター 会議室
1階	新座市社会福祉協議会 ボランティアセンター

第四庁舎

2階	書庫 作業室
1階	オンブズマン室 倉庫

観光プラザ（第五庁舎）

2階	会議室
1階	観光推進課

4 現本庁舎の課題

市役所本庁舎は、築約40年が経過した建物であることから、次のような課題を抱えています。

新庁舎の建設に当たっては、これらの課題の抜本的な解決を図るほか、市民が利用しやすく、職員が働きやすい環境を整備する必要があります。

(1) 耐震性能の不足

平成23年度に実施した耐震診断の結果では、震度6強から震度7程度の地震に対して、倒壊又は崩壊する危険性があるという診断結果となり、災害時に、行政運営や復旧・復興活動を行うことが困難な状況となっています。

(2) 施設の老朽化

建物本体や電気設備、給排水設備などの老朽化が著しく、日常の利用に支障を来すような状況も見受けられます。

また、建物や設備の補修、改修に毎年多額の費用が必要となっています。更に老朽化が進めば、市民サービスの低下も懸念されます。



天井の雨漏りの跡



庁舎内壁クラック跡

(3) 分かりにくい庁舎のレイアウト

限られたスペースの中で職員数の増加や組織機構の変更に対応してきた結果、関連する窓口が集約できておらず、市民の利便性が低下しています。

また、構造上、来庁者が利用しづらい位置に階段室やエレベーターが配置されており、分かりにくく非効率な配置となっています。

(4) 庁舎の狭あい化

業務量の増加等により庁舎の狭あい化が進み、来庁者が快適に利用するための通路や待合スペース等が十分に確保できない状況です。また、相談スペースも不足しており、プライバシー保護への対応が必要となっています。

さらに、執務室の狭あい化により事務効率が低下していることに加え、会議室等の打合せスペースや、書庫及び倉庫等についても、慢性的に不足しています。



十分な受付スペースが確保できない窓口

(5) 庁舎のバリアフリー対応の不足

公共施設においては高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーへの対応が必要ですが、古い基準で建設された現本庁舎は、視覚障がい者用の案内板や誘導用ブロック、階段両側の手すりが設置されていないなど、バリアフリー新法等の基準に十分な対応が図れていません。

(6) 防災拠点機能強化の限界

市役所は、災害時に被災者の早急な救出、支援、復旧・復興活動などを行う防災拠点としての役割を果たせなければなりません。現本庁舎では、耐震性能の不足に加え、スペースやライフラインの確保などの課題があり、防災拠点機能の強化に限界があります。

(7) 環境への配慮の不足

老朽化の進んだ現本庁舎は、省エネルギー対策が不十分でエネルギー効率が悪い。環境負荷の低減が課題となっています。

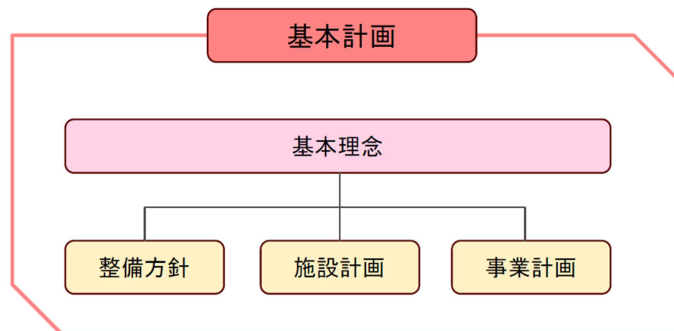
新庁舎建設基本計画

基本計画とは

新庁舎建設基本計画は、現本庁舎の課題を解決するとともに、将来にわたって親しまれる新座らしい庁舎を建設するため、設計や工事に当たって配慮すべき基本的な考え方を定めた新庁舎建設の指針となる計画です。

本計画においては、市が目指す理想の庁舎の在り方を示すとともに、それを実現するための基本的な考え方として5つの基本理念を掲げています。

また、この5つの基本理念を踏まえて、必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、建設場所、施設の規模及び周辺施設の整備に関する考え方を示す施設計画、スケジュール及び事業費を示す事業計画についても併せて定めます。



第1章 新庁舎の基本理念

市では、「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えているという特徴をいかし、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”の実現に向けて、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある快適創造都市にいざ」を将来都市像に掲げ、まちづくりを進めています。このため、まちづくりや市民サービスの拠点となる新庁舎の建設に当たっても、“理想のまち”にふさわしい安らぎと快適さを感じられるぬくもりのある庁舎を目指していきます。

また、市民、市議会及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに協力し合う連帯と協働のまちづくりを推進するため、更に市民に開かれた庁舎とする必要があります。

さらには、東日本大震災を契機に市民の防災意識が高まる中、今後高い確率で発生するといわれている首都直下型地震や、昨今の異常気象により増加傾向にある自然災害に備えるとともに、災害時には市民の生命と財産を守る防災拠点として、速やかな復旧・復興活動が可能となる災害に強い庁舎が求められています。

そこで、訪れた全ての人に親しまれる安心で快適な庁舎を目指して、現本庁舎の課題を踏まえて、次ページに掲げる5つの基本理念を基に検討を進めます。

5つの基本理念

1 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎

機能的で分かりやすいレイアウトとするなど、誰もが利用しやすい庁舎とするとともに、職員が能力を十分に発揮できるよう働きやすい職場環境を整備します。

また、新座らしい親しみを持てるデザインや施設を採用し、市民にとって身近な庁舎を目指します。

2 市民の生活を守る安全・安心な庁舎

地震等の災害発生時に復旧・復興活動を迅速に行える機能を整備し、防災拠点機能の拡充を図ります。

また、平常時においても、安全・安心に利用できるよう防犯性能の向上を図ります。

3 連帯と協働によるまちづくりを支える庁舎

新座市自治憲章条例の理念に基づき、市民が気軽に利用できる活動の場を提供していくとともに、市政参画を促進するための情報発信機能の充実を図ります。

また、市民に開かれた議会活動を推進するため、議会関連施設の充実を図ります。

4 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎

機能性を重視したシンプルで効率的な庁舎を目指すとともに、維持管理を容易にし、建物の長寿命化を図ります。

また、時代のニーズに即した市民サービスを適切に提供するため、将来の変化に対応できる柔軟で効率的な庁舎機能を整備します。

5 エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎

エコシティ新座の実現に向け、自然エネルギーの活用や省エネルギー技術の採用により環境負荷の低減に努めます。

第2章 新庁舎の整備方針

新庁舎の建設に向けて掲げた5つの基本理念を基に、それぞれの基本理念を実現するために必要な機能、施設及び手法について、整備に当たっての基本的な方針を示します。

1 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎

1 誰もが利用しやすいレイアウトと設備の採用

来庁者の動線に配慮した利用しやすいレイアウトを実現します。

また、バリアフリーやプライバシーに配慮した誰もが利用しやすい庁舎とします。

(1) ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎機能の整備

高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方、日本語に不慣れな方など、全ての方が利用しやすいよう配慮するため、通路の幅員の確保、多目的トイレの設置、誰にでも分かりやすい案内板の表記の検討など、ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします。

(2) 窓口機能の集約

市民利用の多い部署を低層階に集約し、関連した窓口を近接した位置に配置することにより、一連の手続をスムーズに行えるようにします。また、総合窓口機能の拡充やワンストップサービスの導入について検討します。

(3) 分かりやすい案内サインの設置

床、頭上の空間などを利用し、誰でも分かりやすく目的の場所に誘導できるように色彩にも配慮したサイン表示を行います。

また、各窓口に手続内容等を示した案内表示板を設置し、目的の窓口を容易に見付けられるようにします。



柱を利用した誘導表示の例
(山梨県甲府市)



色彩を利用した案内表示板の例
(狭山市)

(4) 利用形態にあった窓口スペース、カウンターの設置

手続に必要な時間やスペース、また、主な来庁者を考慮し、機能的に窓口スペースを確保するとともに、ハイカウンターやローカウンターの使い分け基準を統一し、誰もが利用しやすい窓口にします。

(5) 窓口の仕切りや個別相談室の設置

個人のプライバシーに配慮し、必要な窓口には仕切りを設置するほか、専用の相談室を設けることで、来庁者が安心して利用できるようにします。



窓口の仕切りの例
(山梨県甲府市)

(6) 機能的な会議室の設置

多様な会議に対応できるように、各階にバランスよく機能的に会議室を配置します。会議室は、遮音性の高い空間とするとともに、円滑な会議運営のため、音響及び映像装置等を設置します。

(7) キッズスペース等の設置

ベビーベッドや授乳室、キッズスペースを設け、乳幼児を連れた方が利用しやすい環境を整備します。



キッズスペースの例
(現本庁舎市民課前)

2 職員が働きやすい環境の整備

市民サービスの向上を目指し、職員が十分に能力を発揮できる効率的で快適な職場環境を整備します。

(1) 快適な執務空間の確保

ゆとりある快適な執務空間を確保するとともに、執務室内で簡易な打合せを行えるスペースを確保するなど、効率的に執務を行える職場環境を整備します。

(2) 職員の福利厚生機能の充実

職員が心身の健康を維持できるよう、福利厚生機能の充実を検討します。

3 市民に親しまれるデザインと施設の採用

長期間にわたり、市民に愛着と誇りを持っていただけるデザインを採用します。

また、利便性が高く気軽に立ち寄れる施設を設置し、市民に親しまれる庁舎を目指します。

(1) 周辺の景観や自然に協調できるデザインの採用

市のシンボルとして「雑木林とせせらぎのあるまち新座」にふさわしいデザインとし、多くの方の印象に残り、安らぎを感じていただけるようにします。

(2) 市民が親しみを持てる施設の設置

市民が庁舎をより身近に感じ、親しみを持てるよう、気軽に立ち寄れる休憩場所や交流スペースを設置し、快適に過ごせる空間を設けます。

また、新座の特産品の販売等ができるスペースを確保するとともに、市民の利便性の向上のため、飲食店やコンビニエンスストア等の民間施設の誘致を検討します。

2 市民の生活を守る安全・安心な庁舎

1 高い耐震性能の確保と防災拠点機能の充実

地震発生時に倒壊又は崩壊しないだけでなく、発生後についても、行政機能を維持し、その後の復旧・復興活動が円滑に行えるような庁舎とします。

(1) 高い耐震性能の確保

耐震性能の確保のため、免震構造を採用します。

免震構造は、揺れを抑え、建物への被害を最小限にできることから、地震発生後も行政機能を維持し、その後の復旧・復興活動を円滑に行うことができます。

また、非構造部材（天井、照明器具、設備機器等）についても耐震性能を確保するとともに、室内の棚やロッカー等の転倒防止策を行います。



免震装置設置の例
(愛知県刈谷市)

(2) 災害対策本部室の確保

災害発生時に防災拠点となり、指揮命令系統を機能させるために、災害対策本部室を効果的な場所に設置し、通信機材や情報収集に必要な機能等を設置して迅速な対応が図れるようにします。

(3) 自家発電設備の拡充及び代替給排水設備等の検討

災害発生時に防災拠点となり、復旧・復興活動を円滑に行うためには、庁舎のライフラインの確保が必要となります。そのため、電気の供給が停止した場合でも、復旧するまでの間庁舎機能を維持できる自家発電設備を採用します。

また、給排水設備等についても継続して使用することができる施設の整備を検討し、その後の活動が円滑に行えるようにします。

(4) 分かりやすい避難誘導計画の検討

火災発生時等に庁舎内にいる方がスムーズに避難できるよう、分かりやすい避難経路や誘導に必要な設備の設置を検討します。

また、障がい者の方に避難指示を伝えるサインやランプなどの設備を採用し、安全を確保します。

2 庁舎内のセキュリティの向上

庁舎内では、多くの個人情報を保有していますが、毎日多くの方が来庁するため、個人情報の保護や防犯対策の観点から防犯カメラやセキュリティシステム等を導入し、セキュリティの向上を図ります。

(1) 個人情報保護に配慮したレイアウトや収納スペースの確保

開庁時間中の個人情報の保護に加えて閉庁時間中の市民利用にも配慮し、市民が利用する通路と執務室を分離するなどレイアウトを工夫します。

また、個人情報が記載された文書を適切に管理・保管できる収納書庫スペースを確保します。

(2) 安全に情報を管理できるサーバ室機能の確保

市では、サーバ室で一元的に情報システムの管理を行っています。そのため、サーバ室については、災害時にシステムに影響が出ないような場所や設備を採用します。また、入退室管理システムを導入し、個人情報漏えいを防止します。

なお、各システムのサーバ機器については、IDC（インターネットデータセンター）を利用した庁外への設置も検討します。



静脈認証による入退室管理の例
(現本庁舎サーバ室)

(3) 防犯対策の強化

出入口や利用者の多い窓口等に防犯カメラを設置することで、庁舎内の死角となる部分を減らすとともに、個室相談室の安全対策を強化し、防犯性能の向上を図ります。

また、効果的な位置に守衛室を配置し、閉庁時間中の防犯対策を強化します。



防犯カメラとモニターシステムの例

3 連帯と協働によるまちづくりを支える庁舎

1 市民の参加と協働を支える施設の充実

来庁者に市政情報を提供できる場を設置するとともに、市民が利用できるスペースを設け、市民の市政への参画を推進します。

(1) 市政情報スペース、掲示板の設置

来庁者にとって分かりやすく、見やすい位置に市政情報スペースや掲示板を設置し、パンフレットや行政資料等を配置して、多くの来庁者に市政情報を提供できるようにします。



市政情報コーナーの例
(愛知県刈谷市)

(2) 多目的に利用可能な市民ロビーの設置

手続時の待合いのみを目的とした市民ロビーではなく、市民活動や閉庁時のイベントなど多目的な利用に対応できる市民ロビーを設けることで空間の有効活用を図ります。



ゆとりある市民ロビーの例
(東京都青梅市)

2 市民に開かれた議会のための施設の充実

議会の意思決定をする場にふさわしい議場及び関係諸室を配置します。

また、市民に開かれた議会を実現するため、傍聴席や情報機能の充実を図るとともに、議会活動を妨げない範囲で議会空間の市民利用についても検討します。

(1) 本会議場の充実

活発な討議ができ、傍聴席からも議員の活動状況がよく分かる本会議場のレイアウトを検討するとともに、音響及び映像装置等必要な設備を設置します。

(2) 委員会室等の充実

各常任委員会等における討議の活発化のため、委員会室の充実を図るとともに、研修室や会議室等の設置について検討します。委員会室は、遮音性の高い空間とし、音響及び映像装置等必要な設備を設置するとともに、会議に応じて柔軟な利用ができるよう、ゆとりある空間を確保します。

(3) 傍聴・情報機能の充実

市民に開かれた議会を実現するため、本会議や委員会を傍聴しやすいレイアウトを採用するとともに、車椅子を利用した障がい者の方や乳幼児を連れた方、高齢者など、誰もが傍聴しやすいように、十分な傍聴スペースを確保します。

また、自宅でも議会を視聴できるインターネット中継に必要な設備を設置するとともに、モニターテレビを来庁者の多い効果的な場所に配置します。

(4) 調査・研究機能の充実

議員活動のための機能を備え、党派構成の変化にも柔軟に対応できる議員控室を整備するとともに、市民ニーズの把握に必要な相談室等の設置についても検討します。

また、地方自治や市政に関する調査・研究等のための資料等を収蔵する議会図書室を設置します。なお、議会図書室については、市民利用にも配慮したレイアウト等についても検討します。

4 長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎

1 長期間の使用を想定したデザインや施設の採用

建設当初と変わらずに使用し続けられる庁舎を目指し、建物本体や設備の維持管理が容易な庁舎とします。

また、長期間にわたり市民に親しまれるシンプルなデザインとすることで、コンパクトな庁舎とし、建設費やその後の維持管理費を削減します。

(1) 維持管理に配慮した施設設備の採用

建物の寿命は、適切なメンテナンスを行うことにより大きく異なります。建物本体に十分な点検スペースを確保し、長期間にわたり効率的な維持管理を行うことで、建物の長寿命化を図ります。

また、更新時や修繕時に迅速に対応できるよう、汎用性のある設備機器の採用を検討します。

(2) 機能性を重視したシンプルなデザインの採用

建物や内装は、機能性を重視し、流行に影響されないシンプルで効率的なデザインを採用することで、建設費の削減に努めます。

2 効率的な行政執務機能の確保

市民のニーズや組織機構の変更に対応するため、効率的で柔軟に利用できる執務空間を採用するとともに、高度情報化への対応を図ります。

(1) 将来の変化に対応できる効率的な執務空間の採用

職員相互のコミュニケーションを図ることができ、組織機構の変更に柔軟に対応できる執務空間とするため、できるだけ柱を少なくし、執務室の間仕切りを行わないレイアウトとします。



柱や間仕切りの少ないオープンな執務室の例
(愛知県みよし市)

(2) 情報化への対応

行政運営の効率化及び市民サービスの向上のため、情報化社会の進展に柔軟に対応できるよう情報通信設備を拡充します。

5 エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎

エコシティ新座の実現に向け、自然エネルギーの活用や省エネルギー技術の採用により環境負荷の低減に努めます。

(1) 自然エネルギー設備の導入

屋上のスペース等を活用して太陽光発電設備を導入し、発電した電気を庁舎で利用します。また、その他の自然エネルギー設備についても、導入を検討します。

なお、自然エネルギーの活用に当たっては、災害時の利用にも配慮し、蓄電設備の設置を検討します。



太陽光発電設備の例
(新座市立大和田小学校)

(2) 省エネルギー、省資源設備の導入

省エネルギー効果が期待できるLED照明などの高効率な設備を採用するとともに、雨水の有効活用が図れる設備を設置します。

また、その他の省エネルギー設備等についても導入を検討します。

(3) 建物自体で環境負荷の低減を可能とする庁舎

エネルギー効率が高い庁舎の構造を検討するとともに、建物自体の内外装材に断熱性に優れた建具やガラス等を採用し、材料面でも省エネルギーが可能となる庁舎とします。

(4) 緑化の推進

周囲の環境に調和するよう「雑木林とせせらぎのあるまち新座」にふさわしい植生に配慮しながら、敷地内及び庁舎内の緑化に努めます。

第3章 新庁舎の施設計画

1 新庁舎の建設場所

新庁舎については、現在の本庁舎の位置での改築も検討しましたが、工事に当たっては本庁舎の全機能を移転できる仮設庁舎が必要となり、費用面や市民サービスの低下等の懸念があることから、別の場所への移転が最も効率的であると判断しました。

現在の本庁舎の建設場所については、昭和30年に新座町が誕生した際に、町役場の建設場所として市の中央部が選定されたもので、以来、周辺地域においては、公共施設の集約地としてまちづくりが進められてきました。

このため、他の地域に移転する場合は、第二庁舎を始めとする他の公共施設の移転についても併せて検討する必要があることに加え、駐車場を含めた広大な用地を確保しなければならないことから、現在の本庁舎に近接した用地に新庁舎を建設することが最も効率的であるとの結論に至りました。

以上のことから、現在の本庁舎に隣接した、職員第一駐車場と市民会館駐車場の敷地の一部を新庁舎の建設場所として選定しました。

市役所位置図



新庁舎建設地



敷地の概要

所在地	新座市野火止一丁目1095-67（職員第一駐車場）ほか
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率・容積率	建ぺい率60% 容積率200%
その他	高度地区 高さ制限25m 日影規制 4時間-2.5時間 4m(高さ10mを超える建物)

2 新庁舎の規模

1 人口の見通し

現本庁舎が建設された昭和49年前後は、まさに高度経済成長期にあり、第二次ベビーブームの影響もあって、新座市の人口は急激に増加しました。しかし、その後は、少子化の進行に伴い人口増加は次第に緩やかになっており、今後、長期的には、全国的な人口減少が見込まれています。

一方、本市では、土地区画整理事業の実施による市街化調整区域の市街化区域への編入に積極的に取り組んでおり、今後も転入者が増加することが考えられます。

将来の人口を適正に見込むことは難しい面もありますが、以上を総合的に判断すると、現時点においては、人口の大幅な増減は生じない見通しとなっています。

人口の推移と見通し

(各年10月1日現在)

昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
77,704人	108,990人	119,309人	129,287人	138,919人	144,726人
平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年
149,511人	153,305人	158,777人	162,366人	164,000人	165,000人

※昭和45年から平成22年までは、国政調査による実績値

※平成25年は、住民基本台帳人口

※平成27年及び平成32年は、第4次新座市基本構想総合振興計画策定時の推計値

2 職員数の見通し

現本庁舎が建設された昭和49年前後は、人口の増加に伴い、1年で約100人の職員が増員されるなど、職員数についても急激に増加しました。しかし、その後、バブル崩壊に伴う景気の低迷等の要因により、行財政改革の視点から職員数の削減が進められ、現在に至っています。

今後は、複雑・多様化した市民ニーズへの対応や権限移譲による業務量の増加、非常勤職員等の増加等、職員数の増加の要因はあるものの、本市の厳しい財政状況を踏まえれば、大幅な増員を行うことは難しいと考えられ、現時点においては、現状と同程度の職員数で推移する見通しとなっています。

なお、新座市職員定数適正化計画においても、平成25年度の職員数827人を平成32年度までに823人とし、そのうち主に庁舎内での勤務が想定される事務及び技師を624人から640人とする計画となっており、今後も職員数の大幅な増減は見込まれていません。

職員定数適正化計画（抜粋）

（各年度4月1日現在）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事務・技師	624人	632人	634人	633人	633人	639人	639人	640人
その他	203人	203人	198人	197人	193人	188人	185人	183人
合計	827人	835人	832人	830人	826人	827人	824人	823人

3 新庁舎の規模

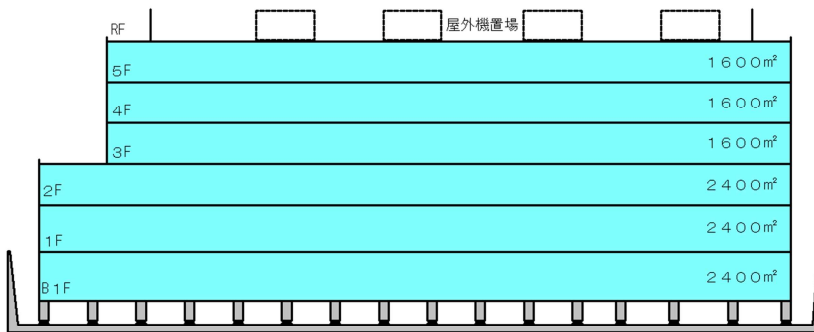
平成26年4月1日現在の本庁舎及び第二庁舎に勤務する職員数（再任用、非常勤及び臨時職員を含む。）は772人ですが、人口及び職員数の見通しから、特別な要因がない限りは、今後も職員数の大幅な増減はないものと想定できます。

そこで、この職員数を基に、総務省起債許可標準面積算定基準、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準及び県内他市の状況から庁舎に必要な延床面積を算定すると、15,000㎡から16,000㎡程度となります。

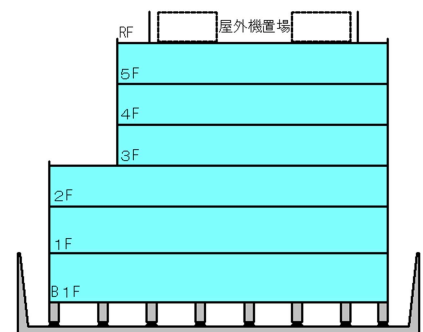
この面積から第二庁舎の延床面積2,488㎡を除くと13,000㎡程度となりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえてコンパクトで効率的な庁舎を建設することとし、新庁舎の延床面積については、約12,000㎡を基本とすることとします。

また、この場合の階数については、地下1階地上5階を想定しています。

新庁舎のイメージ断面図



南北断面図



東西断面図

鉄骨造（免震構造）地下1階地上5階
延床面積 約12,000㎡

新庁舎周辺のイメージ図



3 各部署の配置計画

新庁舎の各部署の配置計画については、市民サービス及び業務の効率性の向上を考え、第二庁舎に配置されている部署も含めて検討します。

この場合、関連性のある部署を可能な限り一つのフロアに集約することが理想であることから、市民利用が多い部署を低層階に集約するとともに、関連する部署を近接した位置に配置するようにします。

4 駐車場・駐輪場

市役所周辺には、市役所第一駐車場（43台）、市役所第二駐車場（123台）、市役所第三駐車場（22台）、市民会館・中央図書館第一駐車場（33台）、市民会館・中央図書館第二駐車場（98台）が整備されています。市役所への来庁者は、主に市役所第一駐車場又は市役所第二駐車場を利用しますが、繁忙期には駐車スペースが足りない状況も見受けられることから、現本庁舎の跡地を活用するなどして駐車場の拡充を図るとともに、周辺駐車場を効率的かつ柔軟に利用できるよう検討します。

駐車場の整備に当たっては、高齢者や障がいのある方にも使いやすく、歩行者の安全にも配慮した施設とするとともに、環境にやさしい自動車の普及促進のため、電気自動車急速充電設備等を設置します。

また、現在の市役所地下駐車場及び市役所第二駐車場に駐車している公用車についても、必要な駐車スペースを確保します。

駐輪場については、現在2か所ありますが、慢性的に不足していることから、施設の拡充を図ります。

5 現本庁舎跡地の活用

新庁舎建設後、現在の本庁舎は解体します。跡地については、市の主要道路の一つである平林寺大門通りに面した利便性の高い土地であることから、駐車場及び駐輪場を整備することを基本に、次のような利用方法に対応できるよう効率的で効果的な活用を図ります。

なお、国の天然記念物である平林寺境内林に近接した土地であることから、活用にあたっては、周辺環境との調和に配慮したせせらぎや緑地の配置なども十分に検討します。

(1) バス停の整備

現本庁舎前のバス停には西武バスが乗り入れているほか、市内循環バスの起点となっていることから、路線バスのバス停や市内循環バスの待機場所も整備する必要があります。また、特に紅葉の時期には、市役所周辺に

多くの観光客が訪れることから、観光バスを受け入れられる施設形態についても検討します。

(2) 多目的に利用できる市民広場の整備

現在の市民広場については、これまでも春及び秋に実施するオープンカフェ等の会場やウォーキングイベントのゴール地等として活用してきました。

そこで、観光都市にいざの拠点として、主に閉庁日に多目的な利用ができる新たな市民広場の整備を検討します。

また、災害発生時に、来庁者等の一時避難場所として活用することを想定し、必要な設備の設置等について検討します。

6 第二庁舎の取扱い

現本庁舎北側にある第二庁舎は、平成9年に建設しました。竣工してから17年程度しか経過しておらず、十分に利用可能な建物であることから、引き続き使用します。

7 市民会館・中央図書館との一体的な利用

新庁舎建設後は、市民会館・中央図書館と隣接した施設配置となるため、両施設の一体的な利用を想定し、双方からのアクセスが可能となる外構整備等の検討を行います。

第4章 新庁舎建設に向けた事業計画

1 事業スケジュール

新庁舎の建設は、以下の整備スケジュールを目標に検討を進めていきます。
なお、新庁舎の供用開始は、平成30年1月を予定しています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基本計画	→				
基本設計 実施設計		→			
建設工事			→		
既存庁舎解体・ 外構工事					→

2 概算事業費と財源

新庁舎建設に係る事業費を次のとおり想定します。

この金額は、平成27年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることを考慮し、概算で算出したものですが、今後の建設市場動向の変化などにより変動する可能性があります。

1 建設費用

新庁舎の規模を延床面積12,000㎡とした場合の建設に要する費用は、次のとおり約61億100万円となります。

項 目	概 算 額
基本設計・実施設計	1億9,300万円
工事費	54億1,800万円
工事監理費	6,300万円
既存庁舎解体費	4億1,300万円
引越し費	1,400万円
合 計	61億100万円

2 財源内訳

「1 建設費用」で示した事業費について、財源の内訳及び金額を次のとおり想定します。

総事業費のうち、基本設計、既存庁舎解体費、引越し費等を除いた地方債対象事業費約56億700万円の75%に相当する額を地方債の発行により資金調達します。地方債については、将来新庁舎を利用する市民の皆様にも建設費を負担していただくことにより世代間負担の公平性を保つとともに、財政支出の平準化を図るため活用するものです。

また、庁舎建設改修基金については、平成25年度に設置し、建設工事開始までに毎年5億円ずつ合計15億円の積立てを行うことを想定しています。

なお、現在のところ、新庁舎の建設を対象とした国の補助金はありませんが、活用できる補助金等の情報収集に努め、積極的な活用を図ります。

また、新庁舎建設に関連する様々な事業の推進に当たっては、可能な限り地域経済の活性化につながるよう努めます。

項 目	概 算 額
地方債	42億500万円
庁舎建設改修基金	15億円
一般財源	3億9,600万円
合 計	61億100万円

参 考 資 料

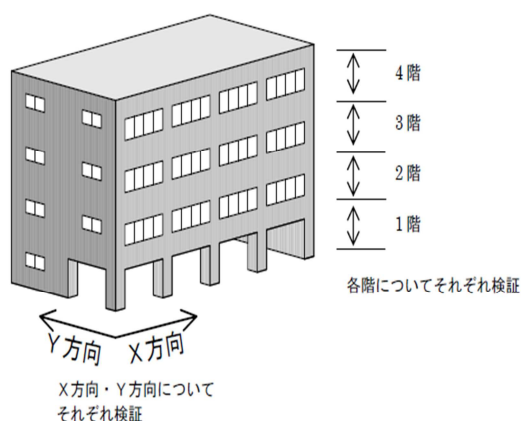
- 資料 1 本庁舎耐震診断結果
- 資料 2 新庁舎の面積の算定根拠
- 資料 3 新座市新庁舎建設市民検討会議開催要綱
- 資料 4 新座市新庁舎建設市民検討会議参加者名簿
- 資料 5 新座市新庁舎建設基本計画検討経過

資料1 本庁舎耐震診断結果

平成23年度に実施した耐震診断では、高層階（地下1階地上8階）及び低層階（地下1階地上2階）ともに、一部耐震性能の基準値に満たない部分があり、震度6強から震度7程度の地震に対して、倒壊又は崩壊する危険性があるとの診断となりました。

1 耐震診断の概要

- (1) 「官庁施設の総合耐震計画基準」（国土交通省）の判定指標値を使用した。
- (2) 耐震診断結果の妥当性の確認のため、第三者機関である「耐震判定委員会」に評価を依頼し、正式な評価結果を受けた。
- (3) 構造耐震指標等の評価は、方向（水平面のX方向、Y方向）及び階別に算定する。全方向・全階で判定指標を満足している場合に安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）と判断し、そうでない場合は耐震化が必要とされる。



2 耐震診断の判定指標値

- (1) I_s （構造耐震指標）

柱や壁の強度を計算し、建物の強度や粘り、建物の形状、経年状況も考慮して建物の耐震性を判断するときの指標で、耐震改修促進法では、耐震指標の判断基準を I_s 値 0.6 以上として、それ以下の建物は、耐震補強の必要性があると判断される。

- (2) CTUSD（累積強度指標）

地震による水平方向の力に対し、それに対応する建物の強さを表す数値で、値が高いほど地震に強い建物とされている。

(3) 官庁施設等の耐震性能基準

官庁施設の総合耐震計画の総合耐震計画基準では、災害応急対策活動に必要な官庁施設等は特に耐震安全性を高める必要があることから、下表のとおり「重要度係数」1.25をそれぞれの指標に乗じたものを判定指数値としている。

判定指標値	I s	CTUSD	
		SRC造	RC造
耐震改修促進法で必要としている値 (a)	0.6 以上	0.28 以上	0.3 以上
官庁施設の総合耐震計画基準 (a × 1.25)	0.75 以上	0.35 以上	0.375 以上

3 耐震診断結果

(1) 高層棟（鉄骨鉄筋コンクリート造）

	X方向（こもれび通りと平行）	Y方向（平林寺大門通りと平行）
I s 値	<u>0.71</u> ~ 1.01	<u>0.70</u> ~ 1.15
CTUSD値	<u>0.34</u> ~ 0.42	<u>0.35</u> ~ 0.41

(2) 低層棟（鉄筋コンクリート造）

	X方向（こもれび通りと平行）	Y方向（平林寺大門通りと平行）
I s 値	<u>0.42</u> ~ 0.68	<u>0.27</u> ~ 0.76
CTUSD値	<u>0.24</u> ~ 0.44	<u>0.28</u> ~ 0.76

資料2 新庁舎の面積の算定根拠

新庁舎の規模の算定に当たっては、一般に、総務省の起債許可標準面積算定基準、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準及び他市の事例に基づき面積を算出する方法があります。

1 総務省起債許可標準面積算定基準による面積

区 分		基 準				床面積	
1	事務室	役職	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	
		特別職	3	20	60	4.5 m ² /人	270 m ²
		部長・次長級	38	9	342		1,539 m ²
		課長級	29	5	145		653 m ²
		補佐・係長級	162	2	324		1,458 m ²
		一般職員（技師）	21	1.7	35.7		161 m ²
		一般職員（常勤）	332	1	332		1,494 m ²
		小 計	585		1,239		5,575 m ²
2	倉庫	事務室面積×13%					725 m ²
3	会議室等（会議室、便所、洗面所、その他諸室）	常勤職員数×7.0 m ²				4,095 m ²	
4	玄関等（玄関、廊下等）	上記1～3の合計×40%				4,158 m ²	
5	議事堂（議場、委員会室、議員控室）	議員数×35.0 m ²				910 m ²	
合 計						15,463 m ²	

算定基準に含まれない福利厚生諸室	
医務室	143 m ²
売店	66 m ²
食堂及び喫茶室	310 m ²
休養室	50 m ²
更衣室	100 m ²
合 計	669 m ²

総務省起債許可標準面積算定基準による面積15,463 m²に福利厚生諸室面積669 m²を加算すると、16,132 m²となります。

2 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

区 分		基 準				床面積	
1	事務室	役職	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	
		特別職	3	18	54	3.3 ㎡/人 ×110%	196 ㎡
		部長・次長級	38	9	342		1,241 ㎡
		課長級	29	5	145		526 ㎡
		課長補佐級	95	2.5	238		864 ㎡
		係長級	67	1.8	121		439 ㎡
		一般職員（技師）	21	1.7	36		131 ㎡
		一般職員（事務・再任用・臨時）	519	1	519		1,884 ㎡
		小 計	772		1,455		5,281 ㎡
2	会議室	職員10人当たり4㎡				308 ㎡	
3	電話交換室	換算職員数に応じた面積を加算				155 ㎡	
4	倉庫	10%増前の事務室面積の×13%				624 ㎡	
5	宿直室	1人まで10㎡、1人増ごとに3.3㎡加算【2人想定】				13 ㎡	
6	庁務員室	1人まで10㎡、1人増ごとに1.62㎡加算【2人想定】				12 ㎡	
7	湯沸室	6.5㎡～13㎡を標準				13 ㎡	
8	受付及び巡視室	人数×1.65㎡×1/3（最小6.5㎡）【3人想定】				7 ㎡	
9	便所及び洗面所	職員数×0.32㎡				247 ㎡	
10	医務室	職員数に応じた面積を加算				143 ㎡	
11	売店	職員数×0.085㎡				66 ㎡	
12	食堂及び喫茶室	職員数に応じた面積を加算				310 ㎡	
13	機械室	有効面積（1～12の面積）に応じた面積を加算【冷暖房】				831 ㎡	
14	電気室	有効面積（1～12の面積）に応じた面積を加算【高圧受電】				131 ㎡	
15	自家発電室	有効面積（1～12の面積）に応じた面積を加算				29 ㎡	
16	玄関、広間、廊下、階段室等	1～15の合計面積の35%～40%				3,268 ㎡	
17	運転手詰所	人数×1.65㎡【3人想定】				5 ㎡	
18	議事堂（議場、委員会室、議員控室）	議員数×35.0㎡ ※総務省基準を基に追加				910 ㎡	
合 計						12,353 ㎡	

算定基準に含まれない固有業務室	
新聞記者室	100 m ²
印刷室	100 m ²
入札・閲覧室	50 m ²
市民ロビー（展示コーナー等含む。）	700 m ²
文書保管庫	200 m ²
休養室	50 m ²
更衣室	100 m ²
相談室関係	300 m ²
防災倉庫関係	300 m ²
専用会議室	400 m ²
合 計	2,300 m ²

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による面積12,353 m²に固有業務室面積2,300 m²を加算すると、14,653 m²となります。

3 他市の事例に基づく面積

埼玉県内40市の本庁舎面積及び勤務する職員数について調査したところ、職員一人当たりの延床面積の平均は21.23 m²となりました。これに、新座市の職員数を乗じることにより、必要な面積を算出します。

$$21.23 \text{ m}^2 \times 772 \text{ 人} = 16,390 \text{ m}^2$$

4 新庁舎に必要な面積の算定

総務省の起債許可標準面積算定基準、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準及び他市の事例に基づき算出した面積の平均は15,725 m²となることから、この面積から第二庁舎の面積（2,488 m²）を除くと、新庁舎に必要な面積は、13,237 m²となります。

これを基に、本市の財政状況を踏まえてコンパクトで効率的な庁舎を目指すこととし、新庁舎の規模については、12,000 m²を基本とします。

総務省起債許可標準面積算定基準	16,132 m ²
国土交通省新営一般庁舎面積算定基準	14,653 m ²
他市の事例に基づく面積	16,390 m ²
平 均	15,725 m ²

資料3 新座市新庁舎建設市民検討会議開催要綱

(平成26年4月1日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が進める新庁舎の建設に係る基本計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに基本設計及び実施設計（以下「設計」という。）に当たり、市民及び学識経験者等の視点からの意見及び提案等を聴くため、新座市新庁舎建設市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市民検討会議において意見又は提案等を求める事項は、基本計画の策定及び設計に関する次の事項とする。

- (1) 新庁舎建設推進本部が必要と認める事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、市民検討会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して市民検討会議への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第4条 市民検討会議の開催期間は、第2条に規定する事項が完了するまでの期間とする。

(運営)

第5条 会議の参加者は、その互選により市民検討会議を進行するための座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民検討会議に関する庶務は、企画財政部新庁舎建設準備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

資料4 新座市新庁舎建設市民検討会議参加者名簿

平成26年4月14日現在

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	安島 博幸	立教大学観光学部 教授
	大西 正行	十文字学園女子大学人間生活学部 教授
	仲田 敏正	市内一級建築士事務所 代表
市長推薦	加藤 文保	新座市町内会連合会 会長
	高野 光雄	(福)新座市社会福祉協議会 事務局長
	金子 和男	新座市商工会 副会長
	吉田 純子	元新座中学校PTA会長
	石井 英子	(福)新座市障害者を守る会 理事長
	新井 徳一	野火止一丁目町内会・自主防災会 会長
	戸田 宗生	平成26年新座市成人式実行委員会 委員長
公募市民 (五十音順)	唐須 啓好	
	熊谷 末子	
	古賀 毅	
	鈴木 芳宗	
	高橋 靖子	
	名雪 勝彦	
	蓮見 茂	
	諸本 智明	

資料5 新座市新庁舎建設基本計画検討経過

1 新座市新庁舎建設市民検討会議

年 月 日	議 事 等
平成26年4月14日	第1回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年4月22日	第2回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年5月15日	第3回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について

2 新庁舎建設検討特別委員会

年 月 日	議 事 等
平成26年4月15日	第2回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年4月25日	第3回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年5月23日	第4回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について

3 新座市新庁舎建設推進本部

年 月 日	議 事 等
平成26年2月13日	平成25年度第1回会議開催 ・新庁舎建設に係る検討体制について ・作業部会の設置について ・今後のスケジュールについて
平成26年4月6日	平成26年度第1回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年4月9日	平成26年度第2回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について
平成26年5月1日	平成26年度第3回会議開催 ・新庁舎建設に係る事業手法について ・新座市新庁舎建設基本計画の検討状況について
平成26年5月13日	平成26年度第4回会議開催 ・新庁舎建設に係る業者選定方法について
平成26年5月26日	平成26年度第5回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画について ・設計者選定に係る今後のスケジュール等について

4 新座市新庁舎建設基本計画検討作業部会

年 月 日	議 事 等
平成26年3月18日	第1回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画（庁内素案）について
平成26年3月25日	第2回会議開催 ・新座市新庁舎建設基本計画（庁内素案）について